

## 市第1号議案

横浜市都筑区における区民文化センター基本構想検討委

員会条例の制定

横浜市都筑区における区民文化センター基本構想検討委員会条例  
を次のように定める。

平成29年5月19日提出

横浜市長 林 文子

### 横浜市条例（番号）

横浜市都筑区における区民文化センター基本構想検討委

員会条例

（設置及び所掌事務）

第1条 都筑区における区民文化センターの基本構想に関する事項  
を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市都筑区にお  
ける区民文化センター基本構想検討委員会（以下「委員会」とい  
う。）を置く。

（組織）

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうち  
から市長が任命する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、第1条の基本構想に係る答申を市長が受け  
た日までとする。

（臨時委員）

第4条 市長は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要が  
あると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都筑区において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第1条の基本構想に係る答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

#### 提 案 理 由

都筑区における区民文化センターの基本構想に関する事項を調査審議する附属機関を設置するため、横浜市都筑区における区民文化センター基本構想検討委員会条例を制定したいので提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

第 138 条の 4 （第 1 項及び第 2 項省略）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。